

薬 第 1 4 5 9 号
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

一般社団法人宮城県薬剤師会長 殿
宮城県医薬品卸組合理事長 殿
一般社団法人宮城県医薬品登録販売者協会会長 殿
宮城県医薬品配置協議会長 殿
宮城県薬事工業協会会長 殿
宮城県医薬品小売商業組合理事長 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

薬事法施行条例の一部を改正する条例等の施行について（通知）

本県の薬事行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別紙のとおり「薬事法施行条例の一部を改正する条例」（宮城県条例第 36 号）及び「薬事法施行細則の一部を改正する規則」（宮城県規則第 18 号）が公布され、平成 26 年 6 月 12 日から施行されますので御承知願います。

なお、この改正は、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 103 号）の公布による薬事法の条ずれに伴う引用条項の移動を行うものです。

おって、本通知は薬務課ホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/tuuti.html>）に掲載しています。

担 当：監視麻薬班 長山
T E L：022-211-2653
F A X：022-211-2490
電子メール yakumu@pref.miyagi.jp

宮城県公報

行 県
 宮 城 市 文 書 課
 (総務部私学青葉区
 宮城三丁目8番1号
 本電話022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行))

目 次

条 例	ページ
○職員定数条例の一部を改正する条例	一
○いじめ問題対策連絡協議会条例	二
○いじめ防止対策調査委員会条例	二
○宮城県社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例	三
○県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	三
○留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例	四
○職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	四
○公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例	七
○いじめ調査結果検証等委員会条例	七
○手数料条例の一部を改正する条例	八
○各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の上限額等の改定に関する条例	一〇
○県立学校条例の一部を改正する条例	二一
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	二二
○宮城県県税条例の一部を改正する条例	二二
○県税減免条例の一部を改正する条例	二二
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	二二
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	二三
○財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例	二三
○震災対策推進条例の一部を改正する条例	二四

○食品衛生取締条例等の一部を改正する条例	二五
○社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	二六
○周産期医療協議会条例	二六
○小児医療協議会条例	二七
○地方独立行政法人宮城県立子ども病院に係る地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例	二七
○地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例	二八
○地方独立行政法人宮城県立子ども病院評価委員会条例の一部を改正する条例	二八
○福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例	二八
○調理師試験委員条例を廃止する条例	二八
○社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	二九
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	二九
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	二九
○自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	三二
○業事法施行条例の一部を改正する条例	三二
○損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	三二
○職業訓練指導員修学資金貸付条例を廃止する条例	三一
○家畜検査手数料条例の一部を改正する条例	三一
○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例	三一
○漁港管理条例の一部を改正する条例	三二
○港湾施設等管理条例の一部を改正する条例	三三

条 例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十六年三月二十七日

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第五十二条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに当該事業及び旧条例第八十九条に規定する指定共同生活援助の事業を一体的に行う旧条例第九十五条に規定する一体型指定共同生活介護事業所等については、改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第八十九条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第八十九条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所は、新条例第九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年宮城県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

薬事法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

薬事法施行条例の一部を改正する条例

薬事法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同項第十五号中「第三十六条

の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同項第十六号中「第三十六条の四第二項」を「第

三十六条の八第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年六月十二日から施行する。

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成二十三年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「という。」の下に「又は公益財団法人みやぎ産業振興機構(昭和二十九年四月一日に財団法人宮城県工業振興協会という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。)を加える。

第二条第二号中「と協会」の下に「又は機構」を、「場合」の下に「又は機構がその事業として債務の保証をした場合」を加え、同条第三号及び第四号中「協会」の下に「又は機構」を加える。

第三条中「協会」の下に「又は機構」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職業訓練指導員修学資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

職業訓練指導員修学資金貸付条例を廃止する条例

職業訓練指導員修学資金貸付条例(昭和四十七年宮城県条例第十八号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

家畜検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

改 正 後	現 行	備 考
<p>第一条〜第八条 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第九条 知事は、次の各号に掲げる者から、申請の際(第十六号に掲げる者にあつては、受験の申請の際)に、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第四条第四項の規定による薬局開設の許可の更新を申請する者 一万千円</p> <p>三〜十四 (略)</p> <p>十五 法第三十六条の八第一項の規定による登録販売者試験を受けようとする者 一万七千六百円</p> <p>十六 法第三十六条の八第二項の規定による販売従事登録を申請する者 一万円</p> <p>十七〜三十四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第一条〜第八条 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第九条 知事は、次の各号に掲げる者から、申請の際(第十六号に掲げる者にあつては、受験の申請の際)に、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第四条第二項の規定による薬局開設の許可の更新を申請する者 一万千円</p> <p>三〜十四 (略)</p> <p>十五 法第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験を受けようとする者 一万七千六百円</p> <p>十六 法第三十六条の四第二項の規定による販売従事登録を申請する者 一万円</p> <p>十七〜三十四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>法改正によるもの</p>

宮城県公報

行 発
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	(私学文書課)	一
○手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(財政課)	一
○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	(市町村課)	二
○公有財産規則の一部を改正する規則	(管財課)	三
○県民会館条例施行規則の一部を改正する規則	(消費生活・文化課)	七
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	九
○薬事法施行細則の一部を改正する規則	(薬務課)	一五
○職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則	(産業人材対策課)	一五
○家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(畜産課)	一五
○漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	(水産業基盤整備課)	一五
○単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	一六
○公有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令	(管財課)	一六
○平成十六年宮城県告示第三百九十五号(衛生試験手数料条例第二条の規定による手数料の額)の一部改正	(環境生活総務課)	一六
○昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額)の一部改正	(保健福祉総務課)	一六

公安委員会

規 則

○留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

一七

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十一年宮城県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「一部」の下に「(公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例(平成二十年宮城県条例第七十三号)及び公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第六條第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例(平成二十六年宮城県条例第十一号)に規定する財産を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「五十九の五の項、六十一の項、六十二の四の項、百二十の項から百二十三の項まで、百三十八の項、百三十九の項」を「百十九の二の項から百十九の四の項まで」に改め、「百八十五の項」の下に、「百九十七の二の項」を加え、「二百八の項から二百十の項まで、二百十三の項、二百十四の項」を削り、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定(「五十九の五の項、六十一の項、六十二の四の項、百二十の項から百二十三の項まで、百三十八の項、百三十九の項」を「百十九の二の項から百十九の四の項まで、二百十三の項、二百十四の項」に改め、「百八十五の項」を削り、「百九十七の二の項」を加え、「二百八の項から二百十の項まで、二百十三の項、二百十四の項」を削り、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

(経過措置)

2 この規則の施行の日において現に存する指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年宮城県条例第三十四号。以下「改正条例」という。）による改正前の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号）第八十九条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所について、改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第百五十四条の二の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。

3 改正条例附則第三項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなされたものについて、新規則第百五十四条の六第四項の規定を適用する場合には、この規則の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

業事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

業事法施行細則の一部を改正する規則

業事法施行細則（昭和三十六年宮城県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。
様式第十二号中「第38条S4」を「第38条S8」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年六月十二日から施行する。

職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則

職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則（昭和四十七年宮城県規則第十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則

家畜人工授精手数料条例施行規則（平成十九年宮城県規則第四十号）の一部を次のように改正する。
別表第一肉用牛（特）Aの項中「二、六〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同表肉用牛Aの項中「二、六〇〇円」を「二、九五〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、八五〇円」に改め、同表肉用牛Bの項中、

「二、一〇〇円」を「二、八五〇円」に改める。
別表第二肉用牛（特）Aの項中「二、一〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に改め、同表肉用牛Aの項中「二、二五〇円」を「二、六〇〇円」に、「三、七五〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同表肉用牛Bの項中「四五〇円」を「七〇〇円」に、「一、三五〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

漁港管理条例施行規則（平成元年宮城県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。
第三条中「別表第一」を「別表」に改める。
第八条を次のように改める。
（入出港届）

第八条 条例第十三条の規定により届出をするときは、様式第十一号（国際航海に従事する船舶に

様式2 薬事法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第一条～第十四条 (略) 附則 (略) 様式第一号～様式第十一号 (略)</p> <p>様式第12号(第12条関係)</p> <p>合格証明書</p> <p>本籍地都道府県名(国籍) 氏名 生年月日</p> <p>年 月 日施行された薬事法第38条の8の規定による登録販売者試験に合格したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>富城興和薬</p> <p>様式第十三号 (略)</p>	<p>第一条～第十四条 (略) 附則 (略) 様式第一号～様式第十一号 (略)</p> <p>様式第12号(第12条関係)</p> <p>合格証明書</p> <p>本籍地都道府県名(国籍) 氏名 生年月日</p> <p>年 月 日施行された薬事法第38条の上の規定による登録販売者試験に合格したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>富城興和薬</p> <p>様式第十三号 (略)</p>	<p>法改正によるもの</p>